

資料－２

令和８年８月24日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

【議事２】

新たな海区漁場計画の作成に関する基本方針の策定について（協議）

令和 8 年 8 月 24 日

水 産 振 興 課

新たな海区漁場計画の作成に関する基本方針（案）

海区漁場計画（以下、「漁場計画」という。）は、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面全体が最大限に活用され、かつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるよう、漁業権制度及び沿岸漁場管理制度を合せた全体計画として、漁業法第 62 条に基づき、知事は 5 年ごとに定めるものと規定され、本県では、令和 5 年 9 月の漁業権一斉切替に先立ち、令和 5 年 4 月に作成したところである。

現在、区画漁業権（真珠養殖除く）、定置漁業権については、令和 10 年 8 月末日をもって存続期間が終了し、一斉切替を行う予定であるが、これに先立ち、令和 10 年 4 月までに新たな漁場計画を作成する必要がある。

また、共同漁業権、区画漁業権（真珠養殖に限る）については、令和 15 年 8 月末日まで存続期間があるものの、漁場の環境、漁場の利用状況等の変化を踏まえて、必要に応じてその免許内容を変更する場合は、新たな漁場計画に反映することとし、上記趣旨を踏まえ、下記のとおり、基本方針をここに定めることとする。

なお、一斉切替ごとに発出されてきた水産庁の技術的助言に基づく「漁場計画の樹立方針」については、水産庁からの通知を待って別途発出する予定である。

1 基本的な考え方

漁場計画については、漁業法及び同法関係通知、水産庁からの切替に関する技術的助言等に基づき、水面の総合利用による漁業生産力の発展や漁業振興、近年の環境変化の観点から、今後 5 年間の長期的展望に立ち、以下の点に留意しながら、地域における漁業慣行と漁場利用の現状に配慮して作成する。

- (1) 資源管理の推進及び栽培漁業との調和
- (2) 環境変化に対応した柔軟な養殖生産体制の構築
- (3) 適切かつ有効な漁場利用の推進
- (4) 漁業協同組合の合併等に係る漁業調整

2 共同漁業権

共同漁業権は、令和 15 年 8 月末日まで存続期間があることから、現行の免許内容を基本としつつ、漁場環境や漁場利用の変化を踏まえ、下記のとおり作成する。

- (1) 漁場の区域
原則として現行の漁業権区域とする。
- (2) 関係地区
原則として現行の関係地区とする。

(3) 共有漁業権

原則として現行のとおりとする。

(4) 漁業種類

第 1 ～ 3 種共同漁業

原則として現行の漁業種類とするが、漁場環境や漁場利用の変化を踏まえ、必要に応じて変更する。

3 区画漁業権

- (1) 2 漁期以上行使のない漁場又は行使見込みがない漁場は設定しない。
- (2) 漁場の区域は、必要最小限の漁場区域で漁場計画を樹立する。
- (3) 新規漁場については、地域の漁業振興上特に必要があり、かつ、漁場環境の保全及び社会経済上（流通、経営、種苗確保等）問題がないと判断される場合に設定する。
- (4) 魚類養殖業に関しては、現在免許されている生簀台数を基本としつつ、漁業調整上支障がなく、漁場管理体制が担保される範囲において生簀台数の変更を検討する。
- (5) 魚類養殖業については、赤潮被害の発生状況や赤潮対策（足し網等）の実装可否等を踏まえた区域の設定を行う。
- (6) 魚類養殖業については、人工種苗等の中間育成を行う「中間育成区域」の設定やこれまで実施した試験操業の結果等を踏まえた区域及び生簀台数の設定を検討する。
- (7) 漁場計画を樹立する全ての魚類養殖漁場については、養殖漁場の改善を促進させ持続的な養殖生産の確保を図るために、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の策定を指導する。
- (8) くろまぐろ養殖業について

くろまぐろ養殖については、国際的な資源管理の流れを受け、農林水産大臣指示（農林水産省指令 7 水管第 2180 号）及び水産庁の技術的助言を踏まえ、次の取扱いとする。

ア くろまぐろを対象とする区画漁業の名称は、「くろまぐろ小割式養殖業」とする。

イ 天然種苗を用いたくろまぐろ養殖については、平成 24 年度の養殖規模（漁場数及び養殖施設数）を超える漁場の設定をしない。

ウ 人工種苗を用いたくろまぐろ養殖については、種苗導入計画等の養殖計画の実現性が確かであるとともに漁業権者が実効性のある遵守措置を講じるもののみを計画する。

エ 人工種苗を用いたくろまぐろ養殖とは次のものを指す。

（ア）人工種苗生産用親魚養成：種苗生産に用いる「くろまぐろ親魚」の養成

（イ）人工種苗の中間育成：種苗生産されたくろまぐろの沖出し育成、及び種苗

生産されたくろまぐろ種苗の幼魚育成

(ウ) 人工種苗を用いたくろまぐろ生産：種苗生産されたくろまぐろ稚魚を養成し、出荷するまでの養殖

(注) (イ)のうち、「沖出し育成」とは、種苗生産されたくろまぐろが初めて海面の養殖施設に活込まれることを指し、「幼魚育成」とは、沖出し育成されたくろまぐろを、別の漁場へ移送し稚魚から幼魚まで養成することを指す。

(9) 貝類・藻類養殖業について

漁場の有効利用を図るため、環境への負荷が少ない貝類・藻類養殖業の促進を図る。

4 定置漁業権

- (1) 2漁期以上行使のない漁場及び行使見込みがない漁場は設定しない。
- (2) 新規漁場については、利害関係者間で十分事前協議がなされ、内容の調整が図られている場合に限り、漁場を設定する。
- (3) 一つの身網と垣網の組み合わせをもって1ヶ統として計画を作成する。
- (4) くろまぐろを主たる漁獲物とする定置網については、新規免許を行わない。

5 漁場区域の標記について

漁場区域の標記については、緯度・経度を用いた標記とする。

(1) 共同漁業権

ア 第1～3種共同漁業権

陸上基点の名称を記載するとともに陸上基点及び沖合の各点を緯度・経度で標記する。

イ 第3種共同漁業権

緯度・経度で標記した中心点と漁場の範囲を表す半径距離で標記する（つきいそ・飼付け）。

(2) 定置漁業権

陸上基点と漁場を囲む各点を緯度・経度で標記する。

(3) 区画漁業権

漁場を囲む各点を緯度・経度で標記する。

漁業権免許切替までの事務手続き（案）

時 期	海面（区画・定置）	内水面（区画）
R 8 年度		
8 月 上旬	行使実態調査及び要望調査票の送付	
8 月 下旬	行使実態調査及び要望調査票の回収	
9 月 下旬	現地ヒアリングの計画，通知	
10 月 上旬	基本方針策定（海区委協議後）	行使実態調査及び要望調査票の送付
	現地ヒアリング・測量の開始	行使実態調査及び要望調査票の回収
R 9 年度		
5 月 中旬		基本方針策定（内漁場委協議後）
		現地ヒアリング・測量の開始
10 月 上旬	現地ヒアリング・測量終了	
11 月 上旬	漁場計画，内水面漁場計画素案の作成	
11 月下旬 ～12 月下旬	利害関係人の意見聴取（パブリック・コメント）， 公益協議（海保，港湾，漁港，国道，市町村等）	
1 月下旬	漁場計画，内水面漁場計画素案の策定 ※知事決裁	
3 月下旬まで	海区委，内漁場委への諮問，公聴会の開催	
R 10 年度		
4 月 下旬	漁場計画，内水面漁場計画の公示	
5 月 中旬	漁業権免許申請等説明会の開催	
5 月下旬～6 月下旬	免許申請及び行使規則認可申請（1ヶ月間）	
8 月下旬まで	免許に係る海区委への諮問（共同漁業権（内水面含む）は変更があれば）	
9 月 1 日	漁業免許状，行使規則認可，漁業権登録	